

平成24年5月29日

総務大臣

川端 達夫 殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 高橋 温

答 申 書

平成24年3月29日付け諮問第3043号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 本件、事業用電気通信設備規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当であると認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

事業用電気通信設備規則等の一部を改正する省令案等に提出された意見及びそれに対する考え方

(敬称略)

| 意見提出者(計2件) | | | |
|------------|-------------------|---------|---------|
| 整理番号 | 意見提出者 | 代表者氏名等 | |
| 1 | 中部テレコミュニケーション株式会社 | 代表取締役社長 | 湯浅 英雄 |
| 2 | イー・アクセス株式会社 | 代表取締役社長 | エリック・ガン |

| 整理番号 | 意見概要 | 考え方 |
|------|--|--|
| 1 | <p>【事業用電気通信設備規則 第 11 条関係】</p> <p>自家用電気通信回線設備について、電気通信事業者が自家発電機等の措置を講じるとともに十分な量の燃料を備蓄または補給手段の確保に努めるべきであることは当然のことと考える。しかし、一方で東日本大震災のような甚大な災害が起こった場合、長期間の通信途絶を可能な限り回避するためにも、電気通信事業者が自家用発電機や復旧車両に対し優先的に燃料の補給を受けるとともに、円滑にそれを運搬・通行できるよう、法整備を含めた国の支援が必要である。</p> <p>【事業用電気通信設備規則 第 15 条の 3 関係】</p> <p>大規模災害時において重大な通信障害の発生回避するため、電気通信事業者が第15条の3第1号から第5号までの対策をとるよう努力することについて異論はない。しかし、一方で弊社のような大規模電気通信事業者に回線を提供している小規模事業者に対し、これら大規模電気通信が設備構築するよう圧力を掛けたり、価格競争力を背景に増分費用を吸収するよう迫ったりすることがないよう、法整備を含めた国の</p> | <p>今回の改正省令案等に対し、基本的には賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、自家用発電機や復旧車両に対する優先的な燃料補給等についていただいた御意見や、大規模電気通信事業者から小規模事業者に対しての圧力等についての御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>本件の改正省令案等に直接に関係する内容ではありませんが、総務省では災害時の電気通信事業者の燃料確保・輸送等のため、内閣府等の関係機関に働きかけを行っています。</p> <p>なお、代替対策に関する修正の御意見については、平成 24 年 2 月の情報通信審議会からの一部答申を踏まえて、講じるように努めなければならない措置について具体的に規定したものであり、原案のとおり</p> |

| | | |
|----------|---|--|
| | <p>支援が必要である。</p> <p>また、代替対策については、地理的条件、事業者の提供エリアや規模および電気通信設備の形態によって、最適な有効策を講ずるものであり、条文案のように具体的に「複数の地域に」等を記載するのではなく、「適切な防災措置を講ずること」とすることが適切である。</p> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p> | <p>りが適当と考えます。</p> |
| <p>2</p> | <p>東日本大震災等をふまえたこの度の事業用電気通信設備規則等(以下、規則等)改正については、政策の方向性として適当であると考えます。</p> <p>なお、本改正内容については多岐にわたり、相応の負荷も想定されるため、対象となる電気通信事業者の災害対策取り組み状況や、取り組みにあたっての課題抽出と施策への反映等、円滑な実施が図られるよう、適宜行政面からも支援いただくことが必要と考えます。</p> <p>また、今回の規則等改正の検討趣旨である災害時における通信インフラの維持確保にあたっては、その重要性をふまえ、電気通信事業者による取り組みのほか、総務省殿をはじめとする国や地方公共団体における社会環境の整備に向けた取り組みも重要と考えます。</p> <p>たとえば、災害時における燃料の備蓄と供給フローの整備・交通手段(通行ルート)の確保・優先的な電力供給や、都道府県庁等をカバーする通信設備の大容量電源の設置場所貸与、災害対策のための税制優遇等が挙げられますが、災害対策をより有効的かつ後押しするこれらの施策について、引き続き実施、ご検討を頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p> | <p>今回の改正省令案等に対し、基本的には賛同の御意見として承ります。</p> <p>本件の改正省令案等に直接に関係する内容ではありませんが、総務省では災害時の電気通信事業者の燃料確保・輸送等のため、内閣府等の関係機関に働きかけを行っています。</p> <p>総務省においては、いただいた御意見を参考として、引き続き電気通信事業者の災害対策を支援するための施策の実施、検討を行うことが適当と考えます。</p> |